令和７年３月１１日

関係介護サービス事業所管理者　様

尾道市高齢者福祉課

令和７年４月１日を適用開始とする介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

令和６年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和７年４月１日以降介護給付費算定に関する体制等の届出が必要な場合があります。

各介護サービス事業所におかれましては、届出の必要な場合をご確認の上、必要書類を提出してください。

１．対象事業所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出種別 | 体制届が必要な場合 | 対象のサービス種別 |
| 業務継続計画未策定減算 | 令和７年４月１日以降、算定基準を満たしていない場合は、「減算型」として届出を行ってください。 | ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ・夜間対応型訪問介護 |
| 身体拘束廃止未実施減算 | ・小規模多機能型居宅介護  ・看護小規模多機能型居宅介護  ・認知症対応型共同生活介護**（短期利用型のみ）** |
| 介護職員等処遇改善加算 | ・区分（Ⅴ）を算定している事業所  ・区分Ⅰ～Ⅳを算定している事業所のうち、加算の区分変更をする場合  ・新規に処遇改善加算を算定する場合 | ・介護職員等処遇改善加算の算定対象となるすべてのサービス種別 |

２．必要書類

　　・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

　　・体制状況等一覧

３．届出の提出期限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | サービス種別 | 提出期限 |
| 訪問・通所系 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  夜間対応型訪問介護  地域密着型通所介護、療養通所介護  認知症対応型通所介護  小規模多機能型居宅介護  看護小規模多機能型居宅介護 | 令和７年３月１７日（月） |
| 施設・居住系 | 地域密着型介護老人福祉施設  認知症対応型共同生活介護 | 令和７年4月1日（火） |

★　介護職員等処遇改善加算の届出は計画書とあわせて令和７年４月１５日（火）までに提出してください。

尾道市高齢者福祉課　介護保険係

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

電話番号：0848-38-9440

メールアドレス：k-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp